

官民連携した浸水対策の手引き(案) – 浸水被害対策区域制度の解説 – (1/2)

目次

1. 総論
 - 1.1 目的
 - 1.2 適用範囲
 - 1.3 用語の定義
 - 1.4 浸水被害対策区域の適用に係る検討手順
2. 浸水被害対策区域の適用に係る検討
 - 2.1 基礎調査
 - 2.2 検討対象区域の選定
 - 2.3 浸水被害対策区域の指定
 - 2.4 浸水被害軽減に向けた官民の役割分担
 - 2.5 浸水被害対策区域制度の適用による民間事業者等のメリット
3. 国の各種支援制度の適用
 - 3.1 国の各種支援制度の概要
4. 民間雨水貯留施設等の活用による効果の評価及びフォローアップ
 - 4.1 民間雨水貯留施設等の活用による効果の評価
 - 4.2 民間雨水貯留施設等の効果的配置のためのフォローアップ
5. 管理協定の締結における留意点等
 - 5.1 民間事業者等との管理協定の締結時における留意点等

1. 総論

【目的】

- 浸水被害対策区域制度を適用し、民間事業者等の設置する雨水貯留施設等を活用することにより効率的な浸水対策を実施しようとする地方公共団体に対し、行政と民間の役割分担の方針や浸水被害対策区域の指定等に関する基本的な事項を示すことにより、官民連携した浸水対策の推進を図ることを目的とする。

【適用範囲】

- 主に、改正下水道法第25条の2に規定される浸水被害対策区域制度を活用した浸水対策を実施する場合の基本的な事項を示すものとする。

【用語の定義】

- 浸水被害対策区域
- 雨水貯留施設の管理協定制度
- 目標水準
- 公助・共助・自助（下表参照）
- 準下水道
- 協定雨水貯留施設

【浸水被害対策区域制度の適用に係る検討手順】

- 基礎調査
- 検討対象区域の選定
- 浸水被害対策区域の指定
- 浸水被害軽減に向けた官民の役割分担
- 浸水被害対策区域制度の適用による民間事業者等のメリット

	ハード	ソフト
公助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道整備（雨水管整備） ・ 貯留浸透施設整備（官地・公共施設） ・ 民間貯留施設（管理協定による準下水道施設） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供（ハザードマップ等） ・ 避難誘導（水位情報、勧告等） ・ まちづくり
共助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間貯留浸透施設（地区計画・条例等） 	<ul style="list-style-type: none"> （管理協定による） ・ 水防活動
自助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間貯留浸透施設（各戸貯留等） ・ 耐水化 	<ul style="list-style-type: none"> 準下水道施設） ・ 避難

